

国民健康保険税率・軽減割合を改定します

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて加入者の皆さんが保険税を負担し合い、必要な医療費などに充てる保険制度です。令和2年4月から、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税の税率を下表のとおり改定することになりました。

7月中旬に国保加入世帯に納税通知書を発送しますのでご確認ください（特別徴収〔年金から天引き〕の場合は8月末）。国保の円滑な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税率	区 分	摘 要	医療分税率		後期高齢者支援金分税率		介護分税率	
			改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前
	所得割	{前年中の所得額－基礎控除(33万円)}×税率	6.50%	6.40%	2.30%	2.10%	2.40%	2.10%
	資産割	固定資産税額(土地・家屋)×税率	8.00%	12.00%	1.70%	2.50%	1.50%	2.20%
	均等割	被保険者1人あたり	20,600円	20,600円	8,000円	7,400円	7,700円	6,800円
	平等割	1世帯あたり	20,600円	20,600円	8,000円	7,400円	7,700円	6,800円
	課税限度額		63万円	61万円	19万円	19万円	17万円	16万円

軽減割合	軽減割合	令和2年度軽減判定基準(世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者※)の前年の所得金額の合計)
	7割軽減	『33万円』以下
	5割軽減	『33万円+28万5千円×(世帯の国保加入者数+特定同一世帯所属者数)』以下 (平成31〔令和元〕年度:33万円+28万円)
	2割軽減	『33万円+52万円×(世帯の国保加入者数+特定同一世帯所属者数)』以下 (平成31〔令和元〕年度:33万円+51万円)

※国保から後期高齢者医療制度に移行した方で、後期高齢者医療制度の被保険者になった後も継続して同じ世帯にいる方。

介護保険 住民税非課税世帯の方の保険料が軽減されます

今年度、第1～3段階までの住民税非課税世帯の方の介護保険料が右表のとおり軽減されます。

なお、第4～11段階までの方の保険料は前年度と変更ありません。

	軽減後(年額)	軽減前(年額)
第1段階	18,360円	30,600円
第2段階	30,600円	45,900円
第3段階	42,840円	45,900円

新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が、前年の事業収入額から10分の3以上減少見込みとなる方は、申請をすることによって、《国民健康保険税》《後期高齢者医療保険料》《介護保険料》の各保険料(税)の減免措置を受けられる場合があります。

各保険によって条件等が異なりますので、詳しくは、町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111（内線143）直通75-6206
福祉健康課保険係 ☎82-3111（内線133・134）直通75-6205

第11回特別弔慰金が支給されます

■支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、下記の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

○戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 左記1. から3. 以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き、1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間

令和5年3月31日まで

※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

◎請求・問い合わせ先

福祉健康課福祉係

☎82-3111(内線136) 直通75-6205

マイナンバーカードを利用して

オトクなマイナポイントを手に入れよう！

令和2年9月から令和3年3月までの間に、お使いのキャッシュレス決済サービス(〇〇ペイ等)で2万円のチャージ(前払い)、またはお買い物をすると、1人あたり上限5,000円分(チャージ等をした金額の25%分)のマイナポイントがもらえます！

※マイナポイントは、お使いのキャッシュレス決済サービスのポイントとしてお買い物で利用できます。

なお、ポイントの取得には、あらかじめマイナンバーカードの取得、マイナポイントの予約(専用IDの設定)、決済サービスを選択して申込みをする必要があります。

制度の概要は
こちら



マイナちゃん

専用IDの
設定はこちら



マイキーくん

役場窓口では、マイナンバーカードの申請〔住民環境課住民係(1階)〕、マイナポイントの予約・申込み手続きのサポート〔企画政策課企画調整係(2階)〕をしています。

スマートフォンからもマイナポイントの予約・申込み手続きをすることができます。(マイナンバーカード対応の機種に限ります。)

マイナポイントは、国の予算がなくなり次第終了となりますので、お早めにお申し込みください。

◎問い合わせ先

・マイナンバーカードの申請について

住民環境課住民係 ☎82-3111(内線123)
直通75-6204

・マイナポイントの予約・申込みについて

企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224)
直通75-6211